

介護老人保健施設ブルーマリン天草 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設ブルーマリン天草(以下「当施設」という。)は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従つて、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人(以下「身元引受人」という。)は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人に変更があつた場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、第3条又は第4条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもつて、繰り返し当施設の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3(本項において「本約款等」といいます。)の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(利用者からの解除)

第3条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画作成者に連絡するものとします(本条第2項の場合も同様とします)。

2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者又は身元引受人が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者又及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに送付し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人の指定する者に対して、領収書を送付します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。尚、状態に応じ受診が必要と判断した場合、ご家族へ連絡し、付き添い受診をご依頼する場合があります。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協

力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

- 3 前2項のほか、当施設は利用者、利用者の家族等又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第12条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設ブルーマリン天草のご案内
(令和7年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 ブルーマリン天草
- ・開設年月日 平成4年12月21日
- ・所在地 熊本県天草市五和町御領9133番地
- ・電話番号 0969-32-2112
- ・ファックス番号 0969-32-2177
- ・管理者名 古池 一吉
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(4353280045号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下における介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上の世話などの介護サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

「介護老人保健施設ブルーマリン天草の運営方針」

- ① 施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指します。
- ② 入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めます。
- ③ 明るく家庭的な雰囲気、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村や、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。

(3) 施設の職員体制

(令和6年6月1日現在)

	員数	夜間	業務内容
・医師	1人以上		利用者の医学的管理を行う
・看護職員	8人以上	1人	医師の指示に基づき看護・介護を行う
・薬剤師	0.3人以上		医師の指示に基づき調剤を行う
・介護職員	21人以上	3人	医学的管理下における介護を行う
・支援相談員	1人以上		入所者又は、その家族に対して相談・助言を行う
・理学・作業療法士・言語聴覚士	6人以上		日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又その減退を防止するための訓練を行う
・管理栄養士・栄養士	2人以上		食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等を行う
・介護支援専門員	1人以上		サービス計画原案作成、実施状況把握を行う
・事務職員	相当数		施設の事務等を行う
・調理員	相当数		栄養士の指示により食事の調理を行う
・その他	相当数		当直業務、送迎の運転業務等を行う

*入所、短期入所、通所リハビリテーション含む

- (4) 入所定員等 ・定員 70名
・療養室 個室 14 室、4人室 14 室
(5) 通所定員 40名 (うち介護予防通所を含む)

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) 計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 計画の立案
- ④ 食事 (食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
朝食 8時00分～ 9時00分
昼食 12時00分～13時00分
夕食 18時00分～19時00分
- ⑤ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護 (退所時の支援も行います)
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス (原則月2回実施します。)
- ⑬ 行政手続代行
- ⑭ その他
*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名称 天草セントラル病院
 - ・住所 熊本県天草市五和町御領9093番地
- ・協力歯科医療機関
 - ・オーラルケアサポートさくら
 - ・住所 熊本県天草市有明町大島子3044-1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・常に相互の融和と秩序ある共同生活を守ってください。
- ・常に身体・服装の清潔並びに、居室の整理整頓に努めてください。
- ・施設内で販売等の商行為を行わないで下さい。
- ・施設内での金品の貸し借りは行わないで下さい。

- ・喧嘩・口論等、他人に迷惑のかかる行為を行わないで下さい。
- ・無断の飲酒は行わないで下さい。
- ・無断の外出・外泊は行わないで下さい。
- ・機能訓練に積極的に参加し、自立に努めるようにしてください。
- ・無許可で施設内において集会、宗教活動、政治活動を行わないで下さい。
- ・危険物（マッチ、ナイフ、缶切り等）貴重品（現金、指環、時計等）はご持参なさないで下さい。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、屋内散水栓、非常放送設備、火災通報装置ほか
- ・防災訓練 年2回
- ・大規模災害訓練 年1回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。
（電話0969-32-2112）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、各フロアに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。また、利用者及びその家族の方は、他の機関（市町村、国民健康保険団体連合会）への申立てもできますので、希望される場合は必要な協力を行ないます。

○天草市役所 高齢者支援課庶務係

所在地 天草市東浜町8-1

電話 0969-23-1111（代表）

○熊本県健康保険団体連合会

所在地 熊本市健軍2丁目4番10号

電話 096-385-0811（代表）

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について

（令和7年4月1日現在）

1. 介護保険被保険者証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

（1）通所リハビリテーションの基本料金（大規模事業所（特例））

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1割負担の方の1日当たりの自己負担分です。介護保険負担割合証にある利用者負担の割合に応じた利用料金となります。）

ご利用時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1時間以上2時間未満	369円	398円	429円	458円	491円
2時間以上3時間未満	383円	439円	498円	555円	612円
3時間以上4時間未満	486円	565円	643円	743円	842円
4時間以上5時間未満	553円	642円	730円	844円	957円
5時間以上6時間未満	622円	738円	852円	987円	1120円
6時間以上7時間未満	715円	850円	981円	1137円	1290円
7時間以上8時間未満	762円	903円	1046円	1215円	1379円

- ・理学療法士等体制強化加算（1時間以上2時間未満） 30円/日
- ・時間延長加算 50円/1時間毎
- ・リハビリテーション提供体制加算（3時間以上4時間未満） 12円/回
- 〃（4時間以上5時間未満） 16円/回
- 〃（5時間以上6時間未満） 20円/回
- 〃（6時間以上7時間未満） 24円/回
- 〃（7時間以上） 28円/回
- ・入浴介助加算（I） 40円/日
- ・リハビリテーションマネジメント加算ロ 593円/月（6月以内）
- 〃 ロ 273円/月（6月超）
- ※医師が利用者又は家族に説明し、利用者の同意を得た場合 270円/月
- ・短期集中個別リハビリテーション実施加算 110円/日
- ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算（I） 240円/日
- 〃（II） 1920円/月
- ・若年性認知症利用者受入加算 60円/日
- ・栄養改善加算（月2回限度） 200円/日

こととなります。

- ・引落し確認後、25日までに領収書を発行いたします。

※ 口座振替は、お申し込み後から1か月程度の期間を要しますので、その間は現金でのお支払いをお願いいたします。

<別紙3>

個人情報の利用目的

(令和6年4月1日現在)

介護老人保健施設ブルーマリン天草では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

利用者様の権利に関する宣言

一陽会の通所事業所全ての職員は、ご利用者様との信頼関係を築き、皆様が尊厳を保ちながら生活できるよう、利用者様の権利を宣言します。

1. 基本的人権

誰もが、一人の人間として、その人格、価値観などを尊重され、介護提供者との相互の協力関係の下で介護を受ける権利があります。

2. 機会均等

良質な介護・看護・医療・サービスを公平、平等に受ける権利が有ります。

3. 知る権利

計画書、今後の見通し等について、わかりやすい言葉や方法で、知りたいことに対して十分な説明を受ける権利があります。

4. 自己決定の権利

納得できるまで説明を受けた上で支援内容を自分の意思で選択し、又は拒否する権利があります。

5. プライバシーが守られる権利

介護の過程で得られる個人情報の秘密が守られる権利があります。

6. 利用者様の責任

納得できるケアを受けるために、自分の健康に関する情報を正確に伝える責務と、介護に関する説明を十分に理解出来るまで質問する責務があります。

また運営規程に定められたサービス利用にあつての留意事項を守り他の利用者様の権利を奪わないように配慮する責任があります。

2024.12.22 作成 通所系業務改善委員会

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	介護老人保健施設 ブルーマリン天草
サービスの種類	入所・短期入所療養介護・通所リハビリテーション（介護予防含む）
措 置 の 概 要	
<p>1. 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置 ・利用者及びその家族等からの相談及び苦情については、以下の窓口で対応します。</p> <p>①五和町御領9133番地 ブルーマリン天草 ②電話：0969(32)2112 FAX：0969(32)2177 ③対応時間：平日 午前8時30分から午後5時00分 ※ ただし、上記時間以外も、ご要望があれば対応します。</p> <p>④担当者：支援相談員（小塚 徳一）、事務管理者（山田 芳昭）、管理者（古池 一吉） ⑤担当者不在時の対応：上記担当者が不在のときは、当事業所の他の職員がお受けします。</p> <p>2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順</p> <p>①利用者及びその家族等からの苦情をお受けしたときは、まず上記担当者が苦情の内容をお聞きし、事情（事実）を確認します。</p> <p>②当事業所の支援相談員及び管理者は、苦情内容に応じて必要により、事業所内で検討会議を開き、当事業所が改善すべき点を整理した苦情処理策を作成し、利用者等の苦情申し立てた方に説明し、同意を得ます。</p> <p>③短期入所・通所リハビリテーションご利用の場合は、上記の苦情内容及び処理経過について、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）作成を担当している介護支援専門員（ケアマネジャー）にその都度報告し、必要な指示を受けます。</p> <p>④当事業所の管理者は、利用者等から苦情のあった事項について、その後のサービス提供の中で真に改善されているか、職員のみならず利用者等にも確認し、改善されていないと判断される場合は、他の事業所に変更する等して、利用者の意向に沿ったサービス提供がなされるように十分な配慮を行います。</p> <p>⑤上記の流れにより苦情の解決を図った後も、利用者及び担当職員とは常時連携を図り、同じような苦情が再発しないように十分に注意してサービスの提供を行います。</p> <p>⑥苦情内容及び処理経過については、苦情処理台帳として記録保存し、その後のサービス提供に役立てるようにします。</p> <p>⑦苦情処理は他の業務に優先して行うものとし、速やかな解決が図られるように努力します。</p> <p>3. その他の参考事項</p> <p>当事業所が行う入所・短期入所・通所リハビリテーションに対する苦情については、当事業所で責任を持って対応致しますが、利用者及びその家族の方は、他の機関（市町村、国民健康保険団体連合会）への申立てもできますので、希望される場合は必要な協力を行います。</p> <p style="padding-left: 20px;">○天草市役所高齢者支援課地域支援係 天草市東浜町8-1 電話 0969-23-1111（代表） ○熊本県健康保険団体連合会 熊本市健軍2丁目4番10号 電話 096-385-0811（代表）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事業所に対する利用者等からの苦情について、市町村又は国民健康保険団体連合会が行う調査等に協力し、改善等の指示を受けた場合は速やかに改善します。 ・当事業所が行う入所・短期入所・通所リハビリテーション（介護予防含む）の提供により、利用者に賠償すべき事故が発生したときは、速やかに賠償致します。 ・サービス計画は利用者の希望を踏まえて作成されております。変更を希望される場合速やかに応じますので、お申し付けください。 ・他の事業所への変更の希望（当事業所との契約の解除を含む）にも速やかに応じます。 ・当事業所は利用者の意向を第1に尊重いたしますので、苦情やご意見・ご希望等ございましたら、いつでも遠慮なくお申し付け下さい。 	

【利用時リスク説明書】

当事業所では利用者が快適なサービスを受けられる様に、安全な環境作りに努めておりますが、加齢に伴う身体的変化や病気による様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

1. 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
2. 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
3. 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離ができやすい状態にあります。
4. 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲あっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
5. 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
6. 本人の全身状態が急に悪化した場合、当事業所の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

上記項目について、ご不明な点が有りましたら遠慮なくお尋ねください。